

資料編

1

介護保険制度に係る国の動向

令和5年5月に「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」が公布されました。同法による介護保険制度に係る主な改正点は、次のとおりです。

(1) 介護情報基盤の整備

現在、利用者に関する介護情報等は、各介護事業所や自治体等に分散して所在していますが、医療・介護間の連携を強化しつつ、多様な主体が協働して高齢者を地域で支えていく地域包括ケアシステムを深化・推進するため、自治体・利用者・介護事業所・医療機関等が介護情報等を電子的に閲覧できる情報基盤を整備するものです。具体的な内容は、次のとおりです。

- ・市町村が行う地域支援事業に、被保険者の保健医療の向上及び福祉の増進を図るため、被保険者、介護サービス事業者その他の関係者が被保険者に係る情報を共有・活用することを促進する事業を追加する。
- ・市町村は、この事業の実施に係る情報の収集、整理、利用又は提供に関する事務を社会保険診療報酬支払基金等に委託することが可能。

(2) 介護サービス事業者の財務状況等の見える化

令和22年(2040年)を見据えた人口動態等の変化、生産年齢人口の減少と介護現場における人材不足の状況、新型コロナウイルス感染症等による介護事業者への経営影響を踏まえた支援、制度の持続可能性等に的確に対応するため、介護サービス事業者の経営情報の収集及びデータベースの整備を行い、収集・分析した情報を国民に分かりやすく公表する制度を創設するものです。具体的には、次のとおりです。

- ・介護サービス事業者は、毎会計年度終了後に経営情報を都道府県知事に報告する。
- ・都道府県知事は、介護サービス事業者の経営情報に関する調査及び分析を行い、厚生労働大臣にも報告する。
- ・厚生労働大臣は、介護サービス事業者の経営情報に関するデータベースを整備し、経営情報の把握・分析を行い、結果を公表する。

(3) 介護サービス事業所等における生産性の向上に資する取組に係る努力義務

介護現場で生産性向上の取組を進めるためには、単独の介護事業者の自助努力だけでは限界があるため、地域単位でモデル事業所の育成や取組の伝播等を推進していく必要がありますが、都道府県から介護現場に対する生産性向上に係る支援の取組の広がりが限定的となっている実態があります。

そこで、都道府県を中心に一層取組を推進するため、都道府県の役割を法令上明確にするとともに、都道府県介護保険事業支援計画において、介護サービス事業所等における生産性向上に資する事業に関する事項を任意記載事項に加える改正を行うものです。

(4) 看護小規模多機能型居宅介護のサービス内容の明確化

看護小規模多機能型居宅介護では、サービス拠点での「通い」「泊まり」においても看護サービスを一体的に提供可能であり、医療ニーズの高い中重度の要介護者の在宅での療養生活を支えています。

看護小規模多機能型居宅介護のサービス内容の明確化等を通じて、更なる普及を進めていく必要があることから、看護小規模多機能型居宅介護を複合型サービスの一類型として法律上に明確に位置付けるとともに、そのサービス内容について、サービス拠点での「通い」「泊まり」における看護サービス（療養上の世話又は必要な診療の補助）が含まれる旨を明確化するものです。

(5) 地域包括支援センターの体制整備

地域住民の複雑化・複合化したニーズへの対応、認知症高齢者の家族を含めた家族介護者支援の充実など、地域の拠点である地域包括支援センターに対する期待や業務が増大していることから、居宅介護支援事業所など地域における既存の資源の効果的な活用・連携を図りながら、介護予防支援（介護予防ケアプランの作成等）や総合相談支援業務など、センターが地域住民への支援をより適切に行う体制の整備を図るものです。具体的には、次のとおりです。

- ・介護予防支援について、地域包括支援センターに加えて、居宅介護支援事業所（ケアマネ事業所）も市町村からの指定を受けて実施できることとする。その際、指定を受けたケアマネ事業所は、市町村や地域包括支援センターとも連携を図りながら実施することとする。
- ・地域包括支援センターが行う総合相談支援業務について、その一部をケアマネ事業所等に委託することを可能とする。その際、委託を受けたケアマネ事業所は、市町村等が示す方針に従って、業務を実施することとする。

2

介護保険サービスの将来推計

第9期介護保険事業計画の策定においては、生産年齢人口の減少が加速する中で、高齢者人口がピークを迎える令和22年（2040年）頃を念頭に、高齢者人口や介護サービスのニーズを中長期的に見据え、介護サービス基盤を計画的に整備することを意識して計画を策定しました。ここでは、第9期計画終了年度である令和8年度（2026年度）と、令和12年度（2030年度）、令和17年度（2035年度）及び令和22年度（2040年度）の総人口・高齢者人口、要支援・要介護認定者数及びサービス見込量（コーホート変化率法による。）を示します。

(1) 総人口・高齢者人口の見込み

(単位：人、%)

	令和 5年度 (2023年度)	令和 8年度 (2026年度)	令和 12年度 (2030年度)	令和 17年度 (2035年度)	令和 22年度 (2040年度)
総人口	92,846	93,251	93,236	91,762	90,732
第1号被保険者 (65歳以上)	20,954 (22.6)	20,928 (22.4)	20,992 (22.5)	21,350 (23.3)	23,702 (26.1)
前期高齢者 (65歳～74歳)	9,024 (9.7)	7,776 (8.3)	8,102 (8.7)	10,523 (11.5)	13,374 (14.7)
後期高齢者 (75歳以上)	11,930 (12.8)	13,152 (14.1)	12,890 (13.8)	10,827 (11.8)	10,328 (11.4)
75歳以上	9,065 (9.8)	9,305 (10.0)	8,093 (8.7)	6,199 (6.8)	6,262 (6.9)
85歳未満					
85歳以上	2,865 (3.1)	3,847 (4.1)	4,797 (5.1)	4,628 (5.0)	4,066 (4.5)

※各年度10月1日現在。

※（ ）内は総人口に占める比率。

(2) 要支援・要介護認定者数の見込み

(単位：人)

	令和 5年度 (2023年度)	令和 8年度 (2026年度)	令和 12年度 (2030年度)	令和 17年度 (2035年度)	令和 22年度 (2040年度)
総数	3,411	3,899	4,341	3,956	3,832
要支援	705	798	872	798	756
要支援1	342	384	410	378	366
要支援2	363	414	462	420	390
要介護	2,706	3,101	3,469	3,158	3,076
要介護1	948	1,047	1,158	1,063	1,000
要介護2	566	640	710	646	636
要介護3	463	536	603	551	536
要介護4	445	527	591	535	528
要介護5	284	351	407	363	376

※各年度 10月1日現在。

(3) 各サービスの見込量

1 介護サービス

区分		単位	令和 8年度 (2026年度)	令和 12年度 (2030年度)	令和 17年度 (2035年度)	令和 22年度 (2040年度)
居宅サービス	訪問介護	回/年	156,780	167,452	151,138	149,500
		人/年	6,036	6,576	5,976	5,820
	訪問入浴介護	回/年	3,217	3,624	3,158	3,210
		人/年	744	840	732	744
	訪問看護	回/年	21,548	24,274	21,941	21,481
		人/年	2,508	2,820	2,556	2,496
	訪問リハビリテーション	回/年	27,782	31,009	28,031	27,334
		人/年	2,268	2,532	2,292	2,232
	居宅療養管理指導	人/年	9,156	10,248	9,288	9,060
	通所介護	回/年	108,551	121,352	110,276	106,612
		人/年	9,756	10,896	9,924	9,552

区分		単位	令和 8年度 (2026年度)	令和 12年度 (2030年度)	令和 17年度 (2035年度)	令和 22年度 (2040年度)
居宅サービス	通所リハビリテーション	回/年	28,912	24,786	23,147	22,068
		人/年	3,576	3,060	2,856	2,724
	短期入所生活介護	日/年	22,140	24,017	21,829	21,193
		人/年	1,692	1,836	1,668	1,620
	短期入所療養介護	日/年	667	824	784	722
		人/年	148	180	168	156
	特定施設入居者生活介護	人/年	2,820	3,060	2,796	2,736
	福祉用具貸与	人/年	13,548	14,676	13,656	13,284
	特定福祉用具販売	人/年	336	312	276	276
住宅改修	人/年	192	204	192	168	
居宅介護支援	人/年	20,364	22,728	20,712	19,956	
施設サービス	介護老人福祉施設	人/年	4,716	4,824	4,416	4,404
	介護老人保健施設	人/年	1,812	2,424	2,184	2,160
	介護医療院	人/年	120	120	108	108
地域密着型 サービス	地域密着型通所介護	回/年	13,166	12,479	11,651	11,249
		人/年	1,560	1,500	1,404	1,344
	小規模多機能型居宅介護	人/年	1,224	1,284	1,284	1,284
	認知症対応型共同生活介護	人/年	1,164	1,356	1,236	1,188

※地域包括ケア「見える化」システム（厚生労働省）による試算値

2 介護予防サービス

区分		単位	令和 8年度 (2026年度)	令和 12年度 (2030年度)	令和 17年度 (2035年度)	令和 22年度 (2040年度)
居宅サービス	介護予防訪問看護	回/年	2,663	2,902	2,663	2,542
		人/年	528	576	528	504
	介護予防訪問リハビリテーション	回/年	6,288	6,902	6,434	6,054
		人/年	660	720	672	636
	介護予防居宅療養管理指導	人/年	732	804	732	696
	介護予防通所リハビリテーション	人/年	468	444	408	396
	介護予防短期入所生活介護	日/年	24	24	24	24
		人/年	12	12	12	12
	介護予防特定施設入居者生活介護	人/年	300	324	288	288
	介護予防福祉用具貸与	人/年	3,108	3,444	3,204	3,060
特定介護予防福祉用具販売	人/年	36	24	24	24	
介護予防住宅改修	人/年	60	60	60	60	
介護予防支援	人/年	4,032	4,416	4,032	3,840	
地域密着型 サービス	介護予防小規模多機能型 居宅介護	人/年	72	72	72	72
	介護予防認知症対応型共 同生活介護	人/年	12	12	12	12

※地域包括ケア「見える化」システム（厚生労働省）による試算値

3

計画策定の経過

月日	事項
令和5年 5月8日	令和5年度第1回 八潮市ふれあい福祉のまちづくり推進本部
5月29日	令和5年度第1回 第9期八潮市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画検討専門部会
7月13日	令和5年度第1回 八潮市高齢者保健福祉推進審議会
7月20日	令和5年度第2回 第9期八潮市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画検討専門部会
8月3日	令和5年度第2回 八潮市ふれあい福祉のまちづくり推進本部
10月4日	令和5年度第3回 第9期八潮市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画検討専門部会
10月12日	令和5年度第3回 八潮市高齢者保健福祉推進審議会
11月2日	令和5年度第4回 第9期八潮市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画検討専門部会
11月9日	令和5年度第4回 八潮市高齢者保健福祉推進審議会
11月16日	令和5年度第3回 八潮市ふれあい福祉のまちづくり推進本部
11月22日 ～ 12月21日	パブリックコメント
令和6年 1月18日	令和5年度第5回 第9期八潮市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画検討専門部会
2月8日	令和5年度第5回 八潮市高齢者保健福祉推進審議会
2月15日	令和5年度第4回 八潮市ふれあい福祉のまちづくり推進本部

4

八潮市高齢者保健福祉推進審議会

(1) 諮問書

八潮長第440号
令和5年7月13日

八潮市高齢者保健福祉推進審議会
会長 佐藤 達也 様

八潮市長 大山 忍

第9期八潮市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定について（諮問）

八潮市介護保険条例（平成12年条例第2号）第11条第1項の規定に基づき、第9期八潮市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定について、貴審議会の意見を求めます。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編

(2) 答申書

令和6年2月8日

八潮市長 大山 忍 様

八潮市高齢者保健福祉推進審議会
会 長 佐藤 達也

第9期八潮市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について（答申）

令和5年7月13日付八潮長第440号で諮問のあった、第9期八潮市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について、別添のとおり取りまとめたので答申します。

なお、当審議会の意見、要望等は次のとおりであり、計画の実施に当たってはこれらについて配慮されるようお願いします。

記

(意見、要望等)

- 1 「フレイルチェック事業」の更なる普及・促進を図ること。
- 2 団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年を見通し、地域包括ケアシステムの深化・推進を図ること。
- 3 高齢者単身世帯の増加に伴い、見守りが必要な高齢者が増えているため、互助の取組み等の生活支援体制整備の強化を図ること。
- 4 認知症施策を総合的かつ計画的に策定し、実施する責務を果たすこと等を定めた「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が成立したことを踏まえ、認知症施策を推進すること。
- 5 要介護等の認定を受けている方のニーズを捉えた介護保険事業の基盤整備を行うこと。
- 6 住み慣れたところで生涯にわたり暮らし続けられるよう、高齢者の権利擁護や在宅医療・介護の連携を推進すること。
- 7 ICT化を推進することにより、介護事業所の負担軽減や介護認定審査会の効率化を図ること。
- 8 介護従事者が働きやすい環境の整備に対する支援を図ること。

(3) 八潮市高齢者保健福祉推進審議会規則

平成6年3月31日

規則第6号

(趣旨)

第1条 この規則は、八潮市附属機関設置条例（昭和57年条例第15号）第3条の規定に基づき、八潮市高齢者保健福祉推進審議会（以下「審議会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、委員12人以内をもって組織する。

(委員)

第3条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 高齢者保健福祉に関係する団体を代表する者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選による。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長は、その議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(職務)

第7条 審議会は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定に関すること。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編

- (2) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の進行管理に関すること。
- (3) 地域密着型サービスに関すること。
- (4) その他高齢者の保健福祉についての調査及び審議に関すること。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、健康福祉部長寿介護課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

- 1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 八潮市高齢者保健福祉計画審議会規則（平成4年規則第52号）は、廃止する。

附 則（平成7年規則第12号）抄

- 1 この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成10年規則第25号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年規則第5号）抄

- 1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成14年規則第6号）抄

- 1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成18年規則第22号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成21年規則第20号）抄

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成26年規則第30号）

- 1 この規則は、平成26年10月1日から施行する。

2 この規則の規定に基づく委員の委嘱に必要な手続その他この規則の規定の円滑な実施のために必要な行為は、この規則の施行の前においても行うことができる。

附 則（平成30年規則第17号）抄

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和3年規則第1号）

この規則は、令和4年10月1日から施行し、改正後の第4条の規定は、同日以後に委嘱する委員の任期から適用する。

(4) 八潮市高齢者保健福祉推進審議会委員名簿

令和5年12月現在（敬称略）

高齢者保健福祉に関する団体を代表する者		氏名
会長	草加八潮医師会	佐藤 達也
副会長	八潮市歯科医師会	園田 央瓦
委員	八潮市社会福祉協議会	篠木 猛
	草加八潮医師会	高木 洋介
	八潮市民生委員・児童委員協議会	森田 啓子
	やしお介護サービス事業者連絡会	川崎 聡之
学識経験を有する者		氏名
委員	田園調布学園大学	長友 祐三
	草加保健所	鈴木 径子
	社会福祉士	会田 勝久
その他市長が必要と認める者		氏名
委員	公募による市民	岩瀬 みつ子
		三ヶ田 佳子
		永沼 尚美

任期：令和4年10月1日から令和7年9月30日まで

5

八潮市ふれあい福祉のまちづくり推進本部

(1) 八潮市ふれあい福祉のまちづくり推進本部設置要綱

平成10年12月7日

市長決裁

(設置)

第1条 市民と市民、市民と行政のふれあいを大切にし、健康に暮らせる福祉のまちづくりを推進するため、八潮市ふれあい福祉のまちづくり推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、次の事務を行う。

- (1) 福祉のまちづくりとして、推進すべき施策に係る基本事項の調整に関すること。
- (2) 福祉のまちづくりの総合的な推進に関すること。

(構成)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、副市長をもって充て、副本部長は、健康福祉部長及び子ども家庭部長をもって充てる。
- 3 本部員は、各部の部長、会計管理者、議会事務局長、監査委員事務局長及び部長相当職にある者をもって充てる。

(市長及び関係職員に対する出席)

第4条 市長は必要に応じて推進本部に出席するものとする。

- 2 本部長は、情報共有を図るため必要があると認めるときは、教育長及び草加八潮消防組合の職員に出席を要請することができる。

(ふれあい福祉推進責任者)

第5条 福祉のまちづくりに関する施策の推進を図り、ふれあい福祉推進員その他職員の指導を行うため、ふれあい福祉推進責任者を置く。

(ふれあい福祉推進員)

第6条 次の事務を行うため、ふれあい福祉推進員を置く。

- (1) 課等における福祉施策の推進に関すること。

(2) 課等における福祉推進責任者との連絡調整に関すること。

(3) 福祉のまちづくりに関し、意識の高揚を図ること。

(専門部会)

第7条 本部長は、必要があると認めるときは、専門部会を設置することができる。

(会議)

第8条 推進本部の会議は、本部長が招集し、主宰する。

2 推進本部の副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(庶務)

第9条 推進本部の庶務は、健康福祉部の所管する議事のあるときは健康福祉部社会福祉課において、子ども家庭部の所管する議事のあるときは子ども家庭部子育て支援課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、推進本部に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成11年1月4日から施行する。

2 八潮市高齢化社会対策推進本部設置要綱（平成3年8月21日市長決裁）は、廃止する。

附 則（平成11年3月31日市長決裁）

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日市長決裁）

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月31日市長決裁）

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月30日市長決裁）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年7月1日市長決裁）

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日市長決裁）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年4月1日市長決裁）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月31日市長決裁）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(2) 八潮市ふれあい福祉のまちづくり推進本部構成員名簿

(敬称略)

区 分	職 名	氏 名
本部長	副市長	前田 秀明
副本部長	健康福祉部長	遠藤 雅之
	子ども家庭部長	小林 健一
本 部 員	企画財政部長	香山 庸子
	企画財政部理事	柳澤 徹
	総務部長	鈴木 圭介
	生活安全部長	荒浪 淳
	市民活力推進部長	田口 周一
	建設部長	金子 和広
	都市整備部長	小倉 達也
	都市整備部理事	春山 大樹
	会計管理者	熊倉 祐司
	水道部長	大山 敏
	議会事務局長	岡田 亨
	監査委員事務局長	中西 恵一
	教育総務部長	千葉 靖志
学校教育部長	猪原 誠一	

6

第9期八潮市高齢者保健福祉計画・
介護保険事業計画検討専門部会

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編

(1) 八潮市ふれあい福祉事業計画検討専門部会設置要領

(設置)

第1条 八潮市ふれあい福祉のまちづくり推進本部設置要綱第7条の規定に基づき、八潮市ふれあい福祉事業計画検討専門部会（以下「専門部会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 専門部会は、別表第1に掲げる事業計画（以下「事業計画」という。）について調査及び研究を行い、総合的な計画策定に関する事項を検討する。

(構成)

第3条 専門部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって組織する。

2 部会長は健康福祉部副部長をもって充て、副部会長は別表第1に掲げる事業計画の所管課長とし、部会長、副部会長及び部会員は別表第2にそれぞれ掲げるとおりとする。

3 部会長に事故があるとき、又は欠けたときは、副部会長がその職務を代理する。

(関係者の協力)

第4条 部会長は、必要があると認めるときは、関係者の協力を要請することができる。

(任期)

第5条 専門部会の構成員の任期は、事業計画策定の日までとする。ただし、異動等による補欠の構成員の任期についても同様とする。

(報告)

第6条 専門部会の検討結果は、八潮市ふれあい福祉のまちづくり推進本部の本部長に報告するものとする。

(庶務)

第7条 専門部会の庶務は、健康福祉部長寿介護課及び障がい福祉課において処理する。

附 則

この要領は、八潮市ふれあい福祉のまちづくり推進本部本部長の決裁のあった日から施

行し、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

別表第1

計 画 名 称	所 管 課
第9期八潮市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	長寿介護課
第8次八潮市障がい者行動計画・第7期八潮市障がい福祉計画	障がい福祉課

(2) 第9期八潮市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画検討専門部会構成員名簿

(敬称略)

区 分	職 名	氏 名
部 会 長	健康福祉部副部長	河合 景子
副部会長	長寿介護課長	萩野 範之
部 会 員	政策担当主幹	四宮 鉄平
	企画経営課長	菊池 俊充
	財政課長	栗原 和彦
	社会福祉課長	倉林 昌也
	障がい福祉課長	井上 淳子
	健康増進課長	高橋 いく枝
	交通防犯課長	菊名 善憲
	市民協働推進課長	五十嵐 睦

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編

7

用語解説

あ行

IADL <29、30 ページ>

「Instrumental Activities of Daily Living」の略で、「手段的日常生活動作」という意味。買物、電話、外出など、ADL（日常生活動作）よりも高い自立した日常生活を送る能力のことをいいます。

ICT <61、100、102 ページ>

「Information and Communication Technology」の略で、情報通信に関する技術の総称。在宅医療と介護関係者による、患者情報共有のためのインターネットを利用したシステムとして使われます。

オレンジカフェ <37、38、65、66、80、115 ページ>

認知症の人や家族、地域住民、専門職等が参加できる集いの場を提供することで、認知症になっても安心して暮らせる地域づくりを支援する交流の場をいいます。

か行

介護支援専門員（ケアマネジャー） <71、74、91 ページ>

要介護者・要支援者からの相談に応じ、心身の状況等に応じて適切なサービスを受けられるようにサービス事業者等との連絡を行い、要介護者等が自立した日常生活を営むために必要な援助に関する専門知識、技術があるとして介護支援専門員証の交付を受けた人です。

家族介護教室 <40、99 ページ>

現在介護している人等が介護知識や技術、外部サービスの適切な利用方法を習得することで、介護が必要な人の状態の維持・改善を目的として実施する教室をいいます。

ケアラー <99 ページ>

身体上、精神上的の障がい又は疾病等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を提供する人をいいます。

KDB システム <62、63、64 ページ>
国民健康保険団体連合会が保有する健診・医療・介護の各種データを利活用して、統計情報や個人の健康に関するデータを作成するシステムをいいます。

高次脳機能障がい <79 ページ>
事故や病気等で脳に損傷を受けた後、記憶力や注意力の低下等の症状が現れ、日常生活や社会生活に支障が出てきてしまう障がいをいいます。

コーホート変化率法 <41 ページ>
年齢別に将来人口を推計する方法として用いるもので、コーホート（5歳階級ごと等の年齢グループ）の人口変化率（出生、死亡、転入、転出）に基づき人口を推計します。

互助 <38、70 ページ>
市民一人ひとりが、家族や地域で助け合い支え合うことをいいます。（「自助：市民一人ひとりが自分でできることは自分ですること」「共助：介護保険や医療保険等の制度化された相互扶助」「公助：生活保護や虐待対策など、自助・互助・共助では対応できない、行政による公的サービス」）。

さ行

在宅医療サポートセンター <40、101、102 ページ>
在宅医療、療養に関する相談を受ける窓口で、医療に関する資格を持つ相談員を配置しています。

市町村特別給付費 <108 ページ>
介護保険法で定められている保険給付以外に、市町村が独自に条例で定めた給付を行うものです。

市長申立て <74 ページ>
親族等による成年後見の申立てを行うことが期待できず、本人の保護を図るために必要とされる場合に、市長が家庭裁判所に後見等の申立てを行うことをいいます。

社会福祉士 <53、70、72 ページ>
福祉に関する専門的な知識や技術を持っており、身体上もしくは精神上的の障がいのある人の相談に応じて助言、指導をする国家資格保持者です。

主任介護支援専門員（主任ケアマネジャー） <53、70、72 ページ>
介護支援専門員の業務に十分な知識と経験（実務経験5年以上等）を持ち、他のサー

ビス提供者との連絡調整、他の介護支援専門員に対する助言・指導等を行う知識・技能を修得することを目的に行われる研修を修了した人です。

所得段階別加入割合補正後被保険者数 <108 ページ>

第1号被保険者保険料に不足が生じないように、所得段階ごとに人数と保険料率を乗じた数の合計のことをいい、所得段階別加入割合補正後被保険者数を被保険者数とみなして基準額を算定します。

生活支援コーディネーター <36、38、72 ページ>

高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進することを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を有する人をいいます。

成年後見制度 <27、38、74、78 ページ>

認知症、知的障がい、精神障がい等の理由で判断能力が十分でない人を保護し、支援する制度です。

た行

ターミナルケア <93、101、102 ページ>

終末期に行う医療・看護的、介護的ケアのことです。治療を目的とせず、身体的・精神的苦痛を除去し、生活の質の維持・向上を目的とした処置をいいます。

団塊ジュニア世代 <1、2、46 ページ>

団塊の世代の子世代で、昭和46年から49年までに生まれた人たちを総称していいます。

団塊の世代 <1、2、46 ページ>

第1次ベビーブーム世代ともいい、昭和22年から24年までに生まれた人たちを総称していいます。

地域共生社会 <1、2、46、50、51、60、70、82 ページ>

世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域とともに創っていく社会をいいます。

地域包括ケアシステム <2、38、46、83、113 ページ>

高齢者が地域で自立した生活を営めるように、医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスが切れ目なく提供される体制をいいます。

地域密着型サービス <16、17、40、54、55、56、57、58、83、94、96、98、104 ページ>

高齢者が中重度の要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた地域で生活を継続できるようにするためのサービスで、原則として本市の市民のみが利用できます。市が指定・指導監督の権限を持ちます。

調整交付金 <107、108 ページ>

市町村ごとの介護保険財政の調整を行うため、全国ベースで給付費の5%相当分を交付するものであり、「高齢者中の後期高齢者の割合」と「高齢者の所得状況の格差」を調整する「普通調整交付金」と、災害等の特別な事情を勘案する「特別調整交付金」があります。

な行

認知症ケアパス <79、80 ページ>

認知症の人の生活機能障がいの進行に合わせ、いつ、どこで、どのような支援を受けることができるのか、分かりやすくまとめたもので、「ケアパス」とは、「ケアの流れ」を意味します。

認知症サポーター <38、39、58、79、81、82、116 ページ>

何か特別なことをする人ではなく、認知症について正しく理解し、偏見を持たず、認知症の人や家族を温かく見守る応援者として、自分のできる範囲で活動する人をいいます。

認知症初期集中支援チーム <80 ページ>

認知症サポート医や医療、介護の専門職がチームとなり、認知症の人やその家族への早期支援を行います。

認知症地域支援推進員 <80、81 ページ>

認知症の人ができる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域の実情に応じて医療機関、介護サービス事業者等や地域の支援機関をつなぐ連携の支援や認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行う人をいいます。

認定率 <14、44、45、111 ページ>

被保険者に対する要介護・要支援認定者の割合。通常は第1号被保険者に対する第1号被保険者の要介護・要支援認定者をいいます。

は行

パブリックコメント <8 ページ>

行政機関が規制等に関する意思決定をする前の手続きとして、広く市民に求める意見や情報を言います。また、意見公募の手続きそのものを指す言葉としても用いられます。

BCP <100 ページ>

業務継続計画を意味し、企業が災害等の緊急事態に遭遇した場合に、中核となる事業の継続や早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法等を取り決めておく計画のことをいいます。

フレイルチェック測定会 <36、37、63、64、65、66、115 ページ>

高齢者を対象にフレイルの兆候を早期に発見するため、東京大学高齢社会総合研究機構が開発したフレイル予防プログラムに基づきフレイルチェックをすることで、自分の健康状態を知りフレイル予防への気づきを促します。測定会では、機器を使った測定「滑舌（パタカ）、片足立ち上がりテスト、ふくらはぎ周囲長、握力、手足の筋肉量」を実施し、その結果や参加者が回答した質問紙の内容と合わせてフレイルの状態を評価するとともに、フレイル予防に関する知識を習得するための座学を実施するプログラムです。（1回当たり2時間程度。）

ま行

モニタリング <91 ページ>

決められたサービスが契約どおり提供されているかどうか、介護サービス事業者等のサービス提供活動と利用者の生活を見守ることをいいます。

や行

要介護認定者 <1、13、14、15、40、44、45、54、55、56、57、84、86、92、111 ページ>

身体又は精神上の障がいがあることで、日常生活における基本的な動作について常時介護を要すると見込まれる状態であり、介護の必要な程度により、要介護1から要介護5に認定された人をいいます。

要支援認定者 <54、55、56、57 ページ>

身体又は精神上の障がいがあることで、日常生活における基本的な動作について支援が必要と見込まれる状態、又は悪化の防止、改善を促す支援が必要と見込まれる状態であり、支援の必要な程度により、要支援1、要支援2に認定された人をいいます。

わ行

私と家族の安心ノート（エンディングノート） <102、116 ページ>

終末期に備えて、治療や介護、葬儀等についての自分の希望や、家族への伝言などを記しておくため、市が作成したノート（遺言状と異なり、法的な拘束力はありません。）をいいます。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編

第9期八潮市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

令和6年3月発行

発行 八潮市

編集 八潮市健康福祉部長寿介護課

〒340-8588 埼玉県八潮市中央一丁目2番地1

TEL. 048-996-2111 (代表)



Yashio City